

特殊詐欺被害防止に向けたATM利用限度額の変更のお知らせ

令和8年3月2日

お客さま各位

三ヶ日町農業協同組合

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、社会的に深刻な問題となっている特殊詐欺の発生状況を受け、お客さまが安心してキャッシュカードなどをご利用いただけるよう、被害の発生・拡大を防ぐ対策に取り組んでおります。

このたび、ATMにおいてお客さまの貯金が不正に払い出される特殊詐欺の犯罪が増加していることを受けて、2026年6月1日に、ICキャッシュカードなどによる取引時の1日あたりの利用限度額を以下の通り引き下げいたします。

媒体種別	対象取引 *1)	変更前	変更後
ICキャッシュカード	IC取引	100万円	50万円 *2)
磁気ストライプ キャッシュカード	磁気取引	50万円	50万円

*1) ATMおよび窓口（ピンパッド）でのお引出し、振込等が対象となります。

*2) すでにご利用限度額を個別に設定されたお客様は引き続き現在のご利用限度額でご利用いただけます。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、警察庁からの要請も踏まえた対応であり、ご理解賜りたくお願いいたします。